

「IT競争政策意見募集」

特に 利用者利益の確保について

8月18日の朝日新聞によると、「携帯普及『公共事業』で」

「堺屋長官、過疎地の鉄塔など」との見出しで記事が出ています。

携帯電話基地局などを僻地に作ることをIT革命の一環として公共事業扱いすることに道を開こうとしているとのことですが、民間企業の営利活動を国が支援して借金財政の中から血税をつぎ込むなど許されないことです。

携帯電話基地局建設は携帯電話端末の問題と同様、日本ばかりか世界各地で電磁波の健康被害を懸念した住民の反対運動に遭遇しており、新たな公害問題として持ち上がっています。世界的にも住民の健康や福利を優先させるために公共性を認めず、住民合意による判断が基本にされるべきだという方向にあります。

これまでの公害が科学技術信仰に基づく、経済優先の政策によって推進され、公害は証拠がなければ放置されることでその害を深刻なものにしてしまった経験を踏まえればあらたなる技術であるIT革命なるものの推進はより慎重でなければならず、国が後押しするなど軽率にも限度があります。

それは新たな住民とのあつれきを生み出し、電磁波公害を広げることにつながります。このような公害と貴重な地域の環境を破壊する政策はやめてください。また、「IT革命」などということを郵政省自ら言葉にするようなことはお止めください。

またそのためには、堺屋長官の「携帯普及・公共事業で」という方針は撤回していただくよう求めます。

2000年9月7日

207-0016 東京都東大和市仲原3-10-1C-201

ガウスネット事務局長 懸樋 哲夫